

議 第 三 号

仙台市介護サービスに係る費用の助成に関する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十一年六月九日

提 出 者

議 員

ふなやま

由 美

”

福 島

かずえ

”

花 木

則 彰

”

高 見

のり子

”

すげの

直 子

賛 成 者

議 員

嵯 峨

サダ子

仙台市議会議長
赤間次彦様

仙台市介護サービスに係る費用の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、生活に困窮する介護保険の被保険者に対し、本市が行う介護保険における保険給付の対象となるサービス(以下「介護サービス」という。)に係る費用の一部を助成することにより、その負担の軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第二条 この条例による助成を受けることができる人(次条において「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 仙台市介護保険条例(平成十二年仙台市条例第四号)第三条第一号から第三号までに規定する第一号被保険者
- 二 仙台市介護保険条例附則第十一項に規定する第一号被保険者

(助成の内容及び方法)

第三条 市長は、対象者に対し、介護サービスに係る費用の額から当該介護サービスに関する保険給付の額を控除した額のうち百分の五十に相当する額を規則で定める方法により助成することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第四条 この条例による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第五条 市長は、虚偽その他不正の行為によりこの条例による助成を受けた人があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

理 由

この条例は、平成二十一年十月一日から施行し、同日以後の介護サービスに係る費用について適用する。生活に困窮する介護保険の被保険者の負担の軽減を図ることを目的として被保険者が自己負担する介護サービスに係る費用の一部を助成するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。